

第2章 環境基本計画

第1節 計画策定の目的

第3次三田市環境基本計画は、環境をとりまく新たな社会情勢に対応するとともに、国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けて、三田市として持続可能な社会づくりに貢献することを改定の目的としています。

第2節 計画の位置付け

第3次三田市環境基本計画は、三田市環境基本条例に位置づけられた計画であり、本市の最上位計画である「第4次三田市総合計画」を踏まえ、国や県の関係法律、条例、計画や環境に関わりの持つ諸計画との整合を保ちつつ、市が展開する事業や施策、市民・事業者の環境に配慮した行動や活動に対して基本的な方向性を示すものです。

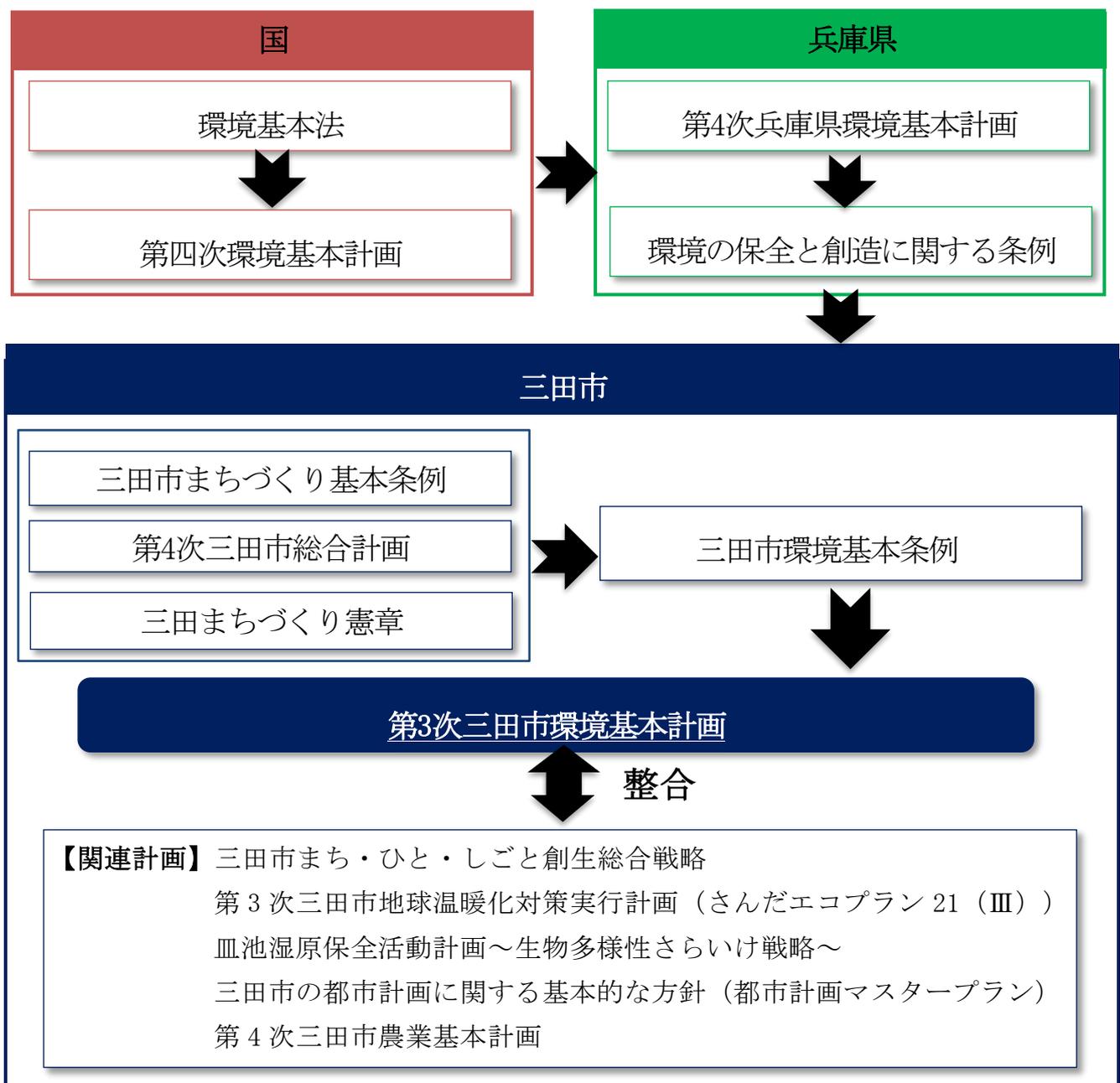


図 第3次三田市環境基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

計画期間は、市のまちづくり方針に沿って見直しを図る観点から、第4次総合計画の計画期間との調整が可能な平成30年度から令和4年度までの5ヶ年です。

第4節 三田市の環境将来像

「人の環（わ）で自然と暮らしを紡ぐまち 三田」

豊かな自然環境を次代に引き継ぎ、多様なパートナーシップのもとで三田らしい持続可能な社会の構築を目指すとした前計画の基本理念を踏襲し、新たな社会情勢等の内容も踏まえて、目指す環境将来像を設定しています。

第5節 計画の基本方針

- (1) 一人ひとりがより良い三田の環境を考え行動し、担い手をはぐくむまち
 - ・学校、地域、職場等における環境学習の推進や環境学習プログラムの多様化に向けた調査と検討による、多様な環境学習メニューの充実。
 - ・環境保全活動に役立つ適切な環境情報の提供や活動の拠点となる場の充実による、環境保全活動の支援。
 - ・市民・事業者・行政の連携や環境保全活動を担うリーダー的人材の育成、新たな制度の活用などによる、計画推進体制の強化。
- (2) 四季折々の恵みをもたらす豊かな自然に感謝し、人と自然が共生できるまち
 - ・山・川、湿原等の自然環境の保全や里地里山の積極的な保全、河川やため池の水質維持・浄化による、豊かな緑と安らぎの水辺の保全と創造。
 - ・野生動植物の生息・生育空間の保全・創出や多様な生態系の継続的な観察・保全、外来生物対策の推進や自然を活かしたエコツーリズムの推進による、生物多様性の保全と継続的利用。
- (3) 限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ないまち
 - ・ごみの発生・排出抑制、再使用の推進、資源リサイクルの推進、グリーン購入の普及啓発及び推進やゴミの不法投棄防止及び適正処理の推進による、資源循環型都市システムの構築。
 - ・河川や地下水の水量の確保や節水・雨水利用等による水資源の有効利用による、流域の健全な水資源の確保。
- (4) 一人ひとりがライフスタイルを見直し、地球温暖化抑制に貢献するまち
 - ・省エネルギー行動の促進や環境に配慮した交通行動の促進による、低炭素型ライフスタイルへの転換。
 - ・建築物の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの導入推進、次世代自動車の普及促進による、低炭素まちづくりの推進。
 - ・地球温暖化に関する情報提供や気候変動に伴う異常気象への適応による、地球温暖化への対応
- (5) 笑顔にあふれ、安らぎやふるさと感じる美しいまち
 - ・大気、水質、騒音・振動等の測定・監視や公害の未然防止に向けた規制と指導、新たな環境汚染物質に関する情報収集や災害に強い環境づくりの推進、公共施設におけるユニバーサルデザインの推進による、安心・安全な環境づくりの推進。
 - ・公共施設等における先導的な景観づくりの推進やまちなかの緑と水辺の保全・育成・創出、地域の清掃・美化活動の推進による、魅力あるまちなみ景観の形成。
 - ・文化財等の地域資源の保存による、三田の地域資源の継承。